

府政防第342号  
令和5年3月9日

都道府県地震防災担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（防災計画担当）

### 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の簡素化等について

地震防災行政の推進につきましては、平素から格別の御高配をいただきありがとうございます。

この度、「令和4年地方分権に関する提案募集」に対して、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第161号。以下「地防法」という。）に基づく地震防災対策緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）に関する提案（詳細は別紙のとおり）が寄せられ、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）が取りまとめられたところです。

提案内容及び対応方針に基づき、五箇年計画の策定事務の簡素化等について、下記のとおりのお取り扱いとなりますので、お知らせいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1. 国土強靱化地域計画との一体的策定について

五箇年計画については、以下の点に留意した上で、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づいて都道府県が策定する国土強靱化地域計画（以下「強靱化地域計画」という。）との一体的策定が可能である。

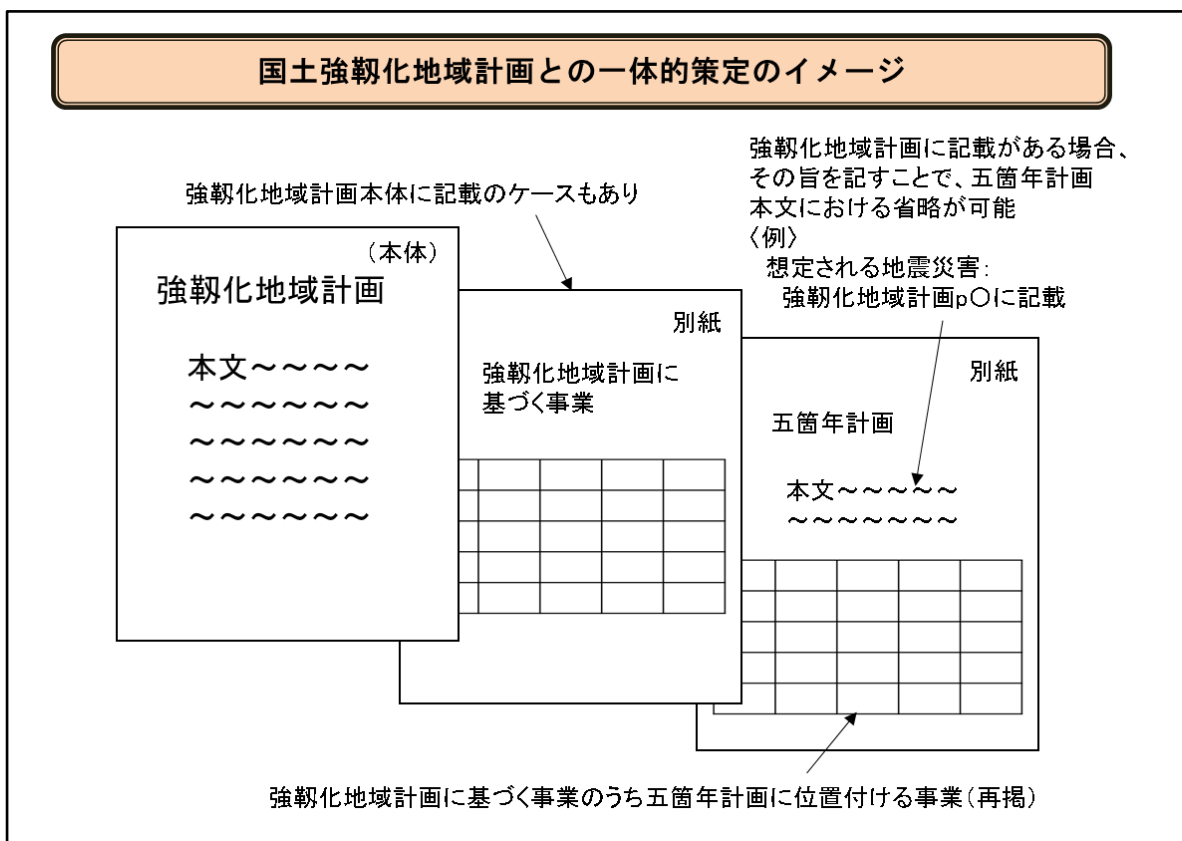
#### <留意点>

- ・強靱化地域計画と一体的に策定される五箇年計画は、強靱化地域計画の別紙として位置づけられるものであること。
- ・強靱化地域計画と一体的に策定される場合にあっても、五箇年計画に位置付ける事業（地防法第3条に掲げる施設等であって、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項）については、当該五

箇年計画内にも記載されるものであること。

- ・強靱化地域計画と一体的に策定される場合にあつて、五箇年計画に記載する内容（目的、想定される地震災害等）が、強靱化地域計画にも記載されている場合、五箇年計画内に強靱化地域計画における記載箇所を明示することで、当該五箇年計画における改めての記載の省略が可能であること。
- ・強靱化地域計画との一体的策定の有無にかかわらず、地防法第2条3項に基づく五箇年計画の国との協議は必要である。なお、強靱化地域計画との一体的策定の場合、国との協議は、五箇年計画に相当する強靱化地域計画の別紙部分のみ（上記における五箇年計画での記載の省略をした場合は強靱化地域計画の記載の該当部分を含む。）をもって行われるものであること。
- ・強靱化地域計画との一体的策定の有無にかかわらず、五箇年計画の計画期間については、強靱化地域計画の計画期間ではなく、地防法の規定に基づく取扱いとなること。

<イメージ図>



## 2. 計画策定に係る協議手続きの簡素化について

五箇年計画の策定及び変更における内閣総理大臣への協議手続きを見直すこととし、令和5年度の変更協議から以下の対応を試行的に行い、本措置の次期五箇年計画への適用については、試行的に行った結果明らかとなった課題等を踏まえ、見直し内容を判断することとする。

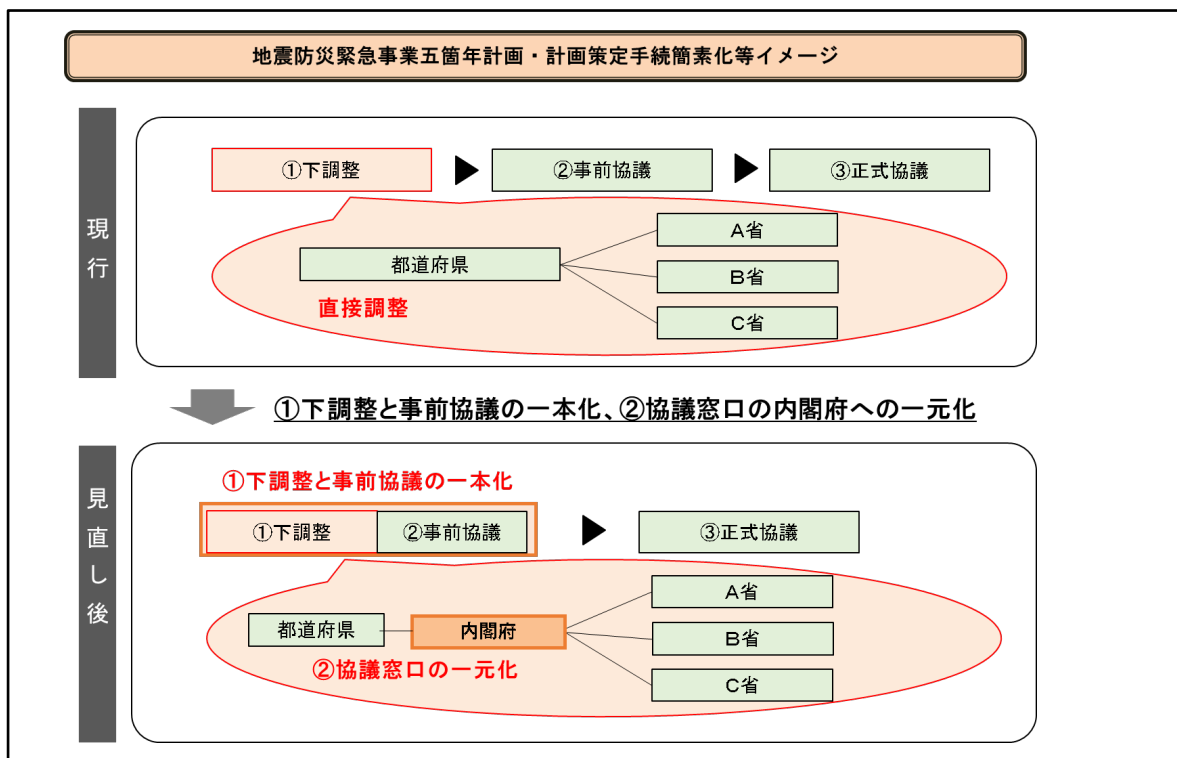
### (1) 下調整と事前協議の一本化

- ・主務大臣基準を有する関係府省庁との間で行っていた下調整と、下調整結果を反映した計画案等を提出する事前協議を一本化する。
- ・なお、これまで行ってきた下調整を事前協議の手続きの中で行うことから、事前協議の提出時期を前倒しすることとし、具体的な提出日等については変更協議手続きの事務連絡の際に周知を行う予定である。
- ・また、事前協議完了後に行う正式協議についてはこれまでと同様の取扱いとする。

### (2) 協議窓口の内閣府への一元化

- ・下調整と事前協議の一本化に伴い、協議窓口を内閣府へ一元化する。
- ・なお、関係府省庁から計画案等に確認事項等が生じた場合は、内閣府が一括して都道府県に連絡する等の対応を行うこととし、都道府県から関係府省庁に確認を行う場合等でも内閣府を通じて行うこととする。

<上記(1)(2)に伴う手続きイメージ>



### 3. 毎年の進捗状況調査の廃止について

- ・令和4年度から毎年の進捗状況調査を廃止することとし、計画の進捗状況を確認する必要がある場合（例：法律の時限措置の期限切れに伴い、今後の取扱いについて検討を行う場合）に限り、従来の調査項目を極力絞り込んだ上で実施する。
- ・毎年の進捗状況調査を廃止するため、各都道府県五箇年計画の進捗状況については、計画策定主体である都道府県において毎年度適切に管理するよう留意すること。
- ・実施段階での計画変更（事業期間の変更、入札結果等による減額等）については、これまで進捗状況調査での報告に代えていたところ、毎年の進捗状況調査の廃止に伴い、報告不要とする。

### 4. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号。以下「地震財特法」という）に基づく地震対策緊急整備事業計画について

上記1.～3.の内容については、地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画についても同様の取扱いとし、実施時期等については以下のとおりである。

- (1) 1.については、地震対策緊急整備事業計画についても、強靱化地域計画との一体的策定及びその運用が可能である。
- (2) 2.については、令和5年度の変更協議から試行的に行い、今後、地震財特法の効力に係る期限が延長された場合の計画への適用については、試行的に行った結果明らかとなった課題等を踏まえ、見直し内容を判断することとする。
- (3) 3.については、令和4年度調査から廃止することとする。

### 5. その他

上記1.及び4.(1)の強靱化地域計画における記載については、内閣官房国土強靱化推進室と調整済みである。

【参考】「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html#taiouhoushin\\_r041220](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html#taiouhoushin_r041220)

**【問い合わせ先】**

「1. 国土強靱化地域維計画との一体的策定について」関係  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付 岩井、田宮  
電話：03-3501-5693（直通）

「2. 計画策定に係る協議の簡素化について」

「3. 毎年の進捗状況調査の廃止について」 関係  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付 高橋、戸辺  
電話：03-3501-6996（直通）

「4. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」関係については、内容に応じて上記担当にお問い合わせください。

## 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

6

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

## 提案事項(事項名)

地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること

## 提案団体

鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。

## 具体的な支障事例

国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画と目的、趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整する必要が生じている。個別事業についても国土強靱化地域計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別措置法第四条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等」を含め、本計画は国土強靱化地域計画で代替可能としても支障が無いと考える。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

## 根拠法令等

地震防災対策特別措置法(平成7法第111号)第2条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉市、浜松市、高知県、福岡県、熊本市、大分県

—

## 各府省からの第1次回答

地震防災対策特別措置法(以下「地防法」)では、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項について、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」)を都道府県知事が定めることができる。また、提案に示されている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」)は、国土強靱化に係る指針等について、都道府県又は市町村が定めることができるものとされている。地防法では、五箇年計画に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、同法第5条により、国は特別の配慮をすることが求められている。また同法第4条において別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合について特例が定められているため、都道府県知事は、五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に

協議し、その同意を得なければならないとされている(同法第2条第3項)。一方で、地域計画には、作成にあたり、内閣総理大臣との協議を行う規定はない。  
そのため、国との協議を必要としない地域計画をもってして、五箇年計画と見なすことは出来ず、代替可能とすることは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地震防災緊急事業五箇年計画は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に制定された地震防災対策特別措置法が策定根拠となっており、国土強靱化地域計画は東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に制定された強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が策定根拠となっている。  
このように災害対応においては大規模災害の教訓を踏まえた必要な措置が採られているところであるが、目的・趣旨が類似しており、内容が重複している計画等に関しては、個々の法令で計画策定を求めるだけでなく、一体的策定や計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなどの対応をすべきであると考えます。  
国土強靱化地域計画に関しては、国作成のガイドラインにも記載のあるとおり、個別事業の実施内容についても記載することが重要とあり、記載内容も地震防災緊急事業五箇年計画の内容を包含しているものとなっている。このような記載が求められていることを鑑みると、地震防災対策のみを扱っている地震防災緊急事業五箇年計画の必要性は低下していると考えられ、実質的に補助の特例を受けるための形骸化した計画となるおそれがあり、また策定に要する事務負担も非常に大きくなっている。  
国との協議が必要であれば、国土強靱化地域計画のうち地震防災緊急事業五箇年計画に係る部分をもって協議を行うことは可能であるか。  
上記を含め、代替可能措置に関してさらにご検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
防災分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。  
この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。  
地域計画中の五箇年計画に相当する部分について、地震防災対策特別措置法上求められている国との同意協議を行えば、何ら支障なく両計画を一体的に策定できると認識している。そのような考え方にに基づき、両計画の一体的策定を可能とすることについて、第2次ヒアリングまでに検討結果をお示しいただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

強靱化地域計画に位置付ける個別の事業の中で、地震防災対策緊急事業五箇年計画に相当する事業であることをまとめて示すことにより、両者を一体的に策定することが可能である。その場合、強靱化地域計画のうち、地震防災対策緊急事業五箇年計画に相当する部分について、国との同意協議を行うことになる。一体的策定が可能である旨については、事務連絡等により自治体に周知を図る。

5【内閣府】

(6)地震防災対策特別措置法(平7法111)

地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項。以下この事項において「計画」という。)については、以下の措置を講ずる。

- ・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。



# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化

提案団体

全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。

計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。

(例1) 事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする

(例2) 入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする

具体的な支障事例

【現状】

都道府県知事は、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(県単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。

緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限る)の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。

都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

【支障】

計画策定にあたり、計画に記載する全事業(補助率の嵩上げ対象外の事業も含む)について、個別省庁との下調整→内閣府と事前協議→内閣府と正式協議→同意の手順が求められ、労力を要している。

計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。

加えて、実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定時の協議プロセスを簡素化することで計画策定に伴う地方公共団体の負担が軽減されるとともに、計画の進捗管理に伴う負担軽減が図られる。

根拠法令等

地震防災対策特別措置法第2条、地震防災緊急事業五箇年計画作成要領、令和3年10月14日付け府政令第1046号内閣府通知「第5次地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業の進捗状況等について」(令和3年度の場合)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉市、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県

○当府においても、計画における、市町村への変更内容の確認→個別省庁との下調整→内閣府との事前協議→全市町村の同意確認→内閣府と正式協議→内閣府同意の手順が求められ、労力を要している。  
また、進捗管理についても、全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理（入札・設計変更による増減額等）が求められ、市町村ともに回答作成にかかる業務負担が大きい。  
○五箇年計画の策定・変更にあたり、県内市町村、消防等への照会や庁内での調整に加え、その後の各省庁との調整、内閣府への協議・同意等の業務があり、多大な時間、労力を必要とする。しかし、それらの業務が補助金の嵩上げに寄与するケースは少なく、費用対効果が低いと考えられるため、事務の簡素化や他計画での代替等が必要であると考えます。  
○国による詳細な進捗状況調査への回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。

## 各府省からの第1次回答

地震防災対策特別措置法は、全国各地にわたる地震防災のための施設等の整備推進を目的の一つとしており、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」）に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、主務大臣の定める基準等に適合するものに限り、それに要する経費の一定割合を国が負担することとしている（同法第4条）。  
こうした経費を国が負担するに当たり、五箇年計画について国の同意手続を設け（同法第2条第3項）、これにより補助率が嵩上げ等の前提となる主務大臣の定める基準等への適合を確認しているものであり、国との協議及び国による同意の廃止は困難である。  
また、国（関係省庁）との下調整等の事前協議プロセスについては、正式協議時に、例えば、主務大臣基準等を満たさないことによる不同意といったことが生じないように、手続きの円滑化を図っているものである。  
具体的には、まず、下調整において、五箇年計画に計上しようとする事業について、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認等の実質的調整を行っており、その後に行う事前協議において、下調整結果の反映漏れといった形式的な確認を行っているものであり、仮に、下調整・事前協議を不要とした場合、主務大臣基準への適合の確認、補助事業利用の妥当性の確認・調整作業を正式協議の中で行わざるを得なくなり、かえって地方公共団体の負担が増大しかねない。  
一方で、計画策定に係る事務負担軽減については、提案内容を踏まえ、例えば、下調整の簡素化などについて、関係省庁と調整の上、検討を進めてまいりたい。  
加えて、計画の進捗状況の調査についても、提案内容を踏まえ、例えば、調査項目の精査を行うなど、進捗状況の把握に係る事務負担の軽減について検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地震防災緊急事業五箇年計画は、そもそも都道府県知事による任意計画であり（地震防災対策特別措置法第2条第1項）、都道府県が地域の実情に応じて策定するものである。そのため、同計画に記載する事業についても、主務大臣基準に適合するかも含め、都道府県が自主的に判断するものであって、担当省庁との非公式な下調整・事前協議において記載の許可を得るものであってはならない。元より法令上、担当省庁との調整は内閣総理大臣が行うべきであり、下調整・事前協議があるから地方公共団体の負担が軽減されているとの指摘は当てはまらない。  
また、計画に特定の事業を記載することで補助率の嵩上げが認められる可能性があることから、嵩上げのための必要条件を満たすことが計画策定の事実上の目的になっている。その一方で、実際の嵩上げの判断は個別の補助金協議によって決定されており、過大な事務負担を要する下調整・事前協議等を経て、ようやく記載を認められた事業が必ずしも嵩上げに繋がらない。よって、嵩上げ対象事業の決定には、国との協議及び国による同意は実態として影響せず、不要である。加えて、記載対象事業として提示されている187区分の事業に対し、嵩上げ対象は僅か9区分しかなく、実際に嵩上げが認められるものはこのうちの一部事業に留まるなど、費用対効果が非常に低く、計画の存在意義そのものに疑問が生じていると言わざるを得ない。  
なお、進捗状況の調査についても計画策定時と同様に、県内市町も含めて相当の負担となっていることから、早急に改善を図っていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続き及び進捗管理については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

法律上、都道府県知事が実施しなければならないのは、内閣総理大臣への同意協議のみであり、関係行政機関の長の意見聴取は内閣総理大臣が行うこととなっていることから、少なくとも、現在の運用上都道府県に求められている計画策定前の関係行政機関との協議は廃止すべきではないか。仮に、主務大臣の定める基準等への適合性に係る関係行政機関への確認が必要なのであれば、当該確認は内閣府が一元的に実施すべきではないか。

上記のほか、国との協議手続全体について、都道府県の事務負担を軽減するため、下調整・事前協議・正式協議という過重な協議手続の見直しをすべきではないか。

計画の進捗状況の調査に係る事務負担軽減策について、第2次ヒアリングでお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

提案内容を踏まえ、事前の確認プロセスを見直し、現行の下調整・事前協議を一本化するとともに、関係行政機関への確認を内閣府において一元的に実施することにより、地方公共団体の負担軽減を図ることとしたい。なお、事前の確認プロセスについては、地震防災対策特別措置法（以下「法」）第2条第3項の内閣総理大臣の同意に当たって主務大臣の定める基準への適合等を確認し、不同意といったことが生じないように、手続の円滑化を図っているものであり、廃止することは困難である。

なお、本措置については、現行の第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）の変更手続において試行的に行うこととし、今後、法第4条の規定の効力に係る期限が延長された場合における、本措置の次期五箇年計画への適用については、試行的に行った結果明らかとなった課題等を踏まえ、判断することとしたい。

また、計画の進捗状況の調査については、提案内容を踏まえ、毎年の調査は廃止することとしたい。廃止後の状況を踏まえ、別途進捗状況を確認する必要がある場合には、調査項目を極力絞り込むなど、負担軽減を図った上で、個別に調査することとしたい。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【内閣府】

#### (6) 地震防災対策特別措置法（平7法111）

地震防災緊急事業五箇年計画（2条1項。以下この事項において「計画」という。）については、以下の措置を講ずる。

・国土強靱化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平25法95）13条）と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。

・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取（2条3項）に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。

・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要がある場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。